

# 国立大学法人島根大学と株式会社山陰合同銀行との 大学発ベンチャー等支援に関する協力協定書

国立大学法人島根大学（以下「甲」という。）と株式会社山陰合同銀行（以下「乙」という。）は、甲が保有する研究シーズを活用した大学発ベンチャー等支援に関し、次のように協力協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に業務協力をすることにより、次に掲げる項目の効果的な実現を図ることを目的とする。

- (1) 島根大学の保有する研究シーズの研究開発促進支援
- (2) 島根大学発ベンチャー企業の設立及び育成支援
- (3) 島根大学の保有する研究シーズを活用した企業の成長支援
- (4) その他、大学研究シーズ等を活用した地域活性化に資する取り組み

## （協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より1年間とする。ただし、甲又は乙から、相手方当事者に対し、有効期間満了日の1ヶ月前までに書面による本協定の終了の通知がない場合は、更に1年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定は、当該条項に定める期間引き続き効力を有するものとする。

## （機密保持、情報の取扱）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づき、又は本協定の履行に関連して甲及び乙が相互に提供を受けた資料等（これらの複製物、及びこれらに基づき作成された製作物を含む。）に示された情報（以下「機密情報」という。）を、第三者に開示、漏洩してはならないものとする。ただし、以下の情報についてはこの限りではない。

- (1) 開示された時点で既に公知の情報
- (2) 開示された後で自らの責めによらず公知となった情報
- (3) 開示された時点で既に自ら保有していた情報
- (4) 開示につき正当な権限を有する第三者から開示請求された情報
- (5) 情報の提供者及びその顧客が開示につき同意した情報

2 本協定が解除その他の事由により終了した場合、機密情報の受領者は、機密情報の提供者の指示に従い機密情報が示された資料等をすみやかに返還し、若しくは廃棄するものとする。また、本協定の終了後においても、前項の義務は甲乙間において5年間は継続するものとする。

3 甲及び乙は、相互に提供された情報に関して、第1条の目的以外に利用してはならないものとする。

## （非独占的合意）

第4条 甲又は乙は、それぞれ、いつでも第三者との間で本協定と同趣旨の協定、又はこれに類する契約を締結することができる。ただし、別途甲乙間で合意した場合は、この限りでない。

## （その他）

第5条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙間で誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月19日

甲 島根県松江市西川津町1060番地

国立大学法人島根大学

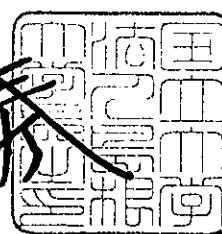
島根大学長

乙 島根県松江市魚町10番地

株式会社山陰合同銀行

取締役頭取

久保田一朗



久保田一朗

